

# 延岡市情報サービス関連企業誘致促進業務委託プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

延岡市（以下「本市」）では少子化・高齢化の進展に伴い、各種産業の担い手の減少や経済規模の縮小など、多くの課題を抱えている。

こうした状況の中で、若年層を中心とした市民の就労選択肢の増加や、移住・定住に繋がる魅力的な仕事を提供するため、情報サービス関連企業の誘致に取り組んできた。今後は、これまでの取組みに加え、既存の本市企業との連携により、地域産業におけるAIの活用やIoT化等、DX推進の契機となる企業誘致を実現する必要性が高まっている。

情報サービス関連企業のさらなる誘致を促進するため、従来の慣習に捉われない誘致手法を実践することで、地域課題の解決を図ることを目的に延岡市情報サービス関連企業誘致促進業務を実施する。

## 2. 業務の概要

- (1) 名称 延岡市情報サービス関連企業誘致促進業務委託
- (2) 場所 延岡市
- (3) 内容 別紙『延岡市情報サービス関連企業誘致促進業務委託企画提案仕様書（以下「仕様書」）』のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和9年2月26日まで
- (5) 提案限度額 ￥3,015,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

経済情勢の変化が著しいなか、企業誘致活動は、企業のニーズを適切に捉えながら展開していく必要がある。従来本市が行ってきた企業誘致活動や、一般的な慣習等にとらわれず、効果的な施策を展開するに為には、価格のみによる競争ではなく、専門的な知識、経験を有する業者からの提案内容を評価し、受託候補者を選定することが適当である。

## 4. プロポーザル方式及びその理由

企業誘致活動の推進には、多様なネットワークやアプローチ手法が求められる。本市や特定の業者だけでは得難い、より進出確度の高い企業との接触機会を創出する為、プロポーザル方式を公募とする。

## 5. 業務スケジュール（予定）

- (1) 公募開始日 令和8年4月7日（火）
- (2) 参加申込書受付締切日 令和8年4月24日（金）
- (3) 参加資格確認結果通知日 令和8年5月14日（木）
- (4) 質問の締切日 令和8年4月15日（水）
- (5) 質問に対する回答日 令和8年4月20日（月）
- (6) 提案書等の提出締切日 令和8年5月26日（火）
- (7) プレゼンテーション 令和8年6月1日（月）の週
- (8) 審査結果通知 令和8年6月12日（金）

(9) 契約締結 令和8年6月30日(火)

※ただし、事務の都合等により変更の可能性あり。

## 6. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 民事執行法(昭和54年法律第4号)の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
- (6) 民事保全法(平成元年法律第91号)に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
- (7) 延岡市税及び国税について滞納がないこと。
- (8) 法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (9) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、延岡市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 令和5年度以降に、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務を受託した実績があること。

## 7. 参加申込の手続き

### (1) 事務局(問合せ先)

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1

延岡市役所商工観光文化部工業振興課(本庁舎3階)

電話 0982-22-7035

FAX 0982-22-7080

Mail kougyo@city.nobeoka.miyazaki.jp

### (2) 提出書類

- ①参加申込書兼誓約書(様式1)
- ②会社概要(様式2)
- ③延岡市税に滞納が無いことの証明(発行日から3か月以内、写し可)
- ④国税に滞納が無いことの証明(発行日から3か月以内、写し可)
- ⑤現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(発行日から3か月以内、写し可)
- ⑥暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書(様式3、4)
- ⑦類似業務の実績を証明する書類(様式5、契約書、実績報告書等)
- ⑧貸借対照表及び損益計算書(直近2期分)

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、(1)の事務局宛て提出すること。

### (4) 提出期限

- ①持参の場合 令和8年4月7日（火）～令和8年4月24日（金）  
（土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）
- ②郵送の場合 令和8年4月24日（金）必着

### (5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和8年5月14日（木）までに通知する。

## 8. 質問及び回答

### (1) 質問

- ①質問方法 メールにより、7(1)の事務局宛て送付（様式6）すること。  
（必ず事務局へ着信確認の連絡を行ってください。）
- ②受付期間 令和8年4月7日（火）～令和8年4月15日（水）

### (2) 回答

- ①回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。  
URL:<http://www.citu.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/43/>
- ②回答日 令和8年4月20日（月）まで

## 9. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

以下の書類を正本1部、副本10部提出すること。副本に関しては、提案者を特定し得る情報や個人情報、それらを類推するような記載をしないこと。

- ①企画提案書（様式7）
- ②見積書

正本 1部  
副本 10部

### (2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、7(1)の事務局宛て提出すること。

### (3) 提出期限

- ①持参の場合 参加申込の結果通知日～令和8年5月26日（火）  
（土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）
- ②郵送の場合 令和8年5月26日（火）必着

### (4) 提出書類の作成方法

#### ①企画提案書

仕様書「3. 業務の目的」、「6. 業務内容」及び企業誘致という文脈における本市の特徴を踏まえて、どのような手法、又は手法の組み合わせによって業務の目的を達成するかを提案書に示すこと。提案時点で本市の立地環境に係る認知が不十分である場合には、如何に認知を深めたうえで業務を進めるかに言及した内容が含まれる提案にすること。また、業務の実施体制、想定される業務フローやスケジ

ルールを示す内容を盛り込むこと。

## ②見積書

見積項目は仕様書「6. 業務内容」を実施する為に必要な費用積算を示す内容とし、企画提案書の内容に連動するように作成すること。なお、業務実施にあたり必要な市職員の人件費及び旅費は本市が負担する。また、日程調整を適切に行う前提ではあるが、延岡市視察ツアー開催時に本市の公用車を使用することも可能とする。

## 10. 評価方法

### (1) 評価基準

別紙「延岡市情報サービス関連企業誘致促進業務委託プロポーザル選定会評価表」のとおり

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ①日程 令和8年6月2日(月)の週(日程については別途連絡する。)
- ②出席者 1者2名以内
- ③実施時間 1者30分以内(セッティング・撤去に係る時間を含む。)
- ④貸出物品 机・椅子・PC・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

### (3) 受託候補者の選定方法

- ①延岡市情報サービス関連企業誘致促進業務委託プロポーザル方式選定委員会設置要領第3条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。
- ②失格者を除き、各委員の採点の合計点数が最も高い提案業者を受託候補者として選定する。
- ③複数の参加業者の合計点数が同一の場合には延岡市情報サービス関連企業誘致促進業務委託プロポーザル審査要領「3. 順位の決定」の規定に規定する項目の評価点の合計点数が高い方を受託候補者とする。
- ④上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

### (4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑤審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合など

## 11. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・参加業者の名称(50音順)
- ・受託候補者以外の点数(点数の高い順)

(受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。)

## 12. 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

受託候補者と延岡市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

### (2) 契約保証金

延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第26条及び第27条の定めによる。

### (3) その他

- ①契約代金の支払は、精算払いとする。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

## 13. その他

### (1) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、延岡市情報公開条例に基づき対応する。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

### (2) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届（様式8）を提出すること。
- ③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- ④参加業者が1者の場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。

## 附 則

この要領は、令和8年4月 日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う